

行政不服審査法の改正に伴う規程改正について

1 行政不服審査法等の改正について

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）が平成 26 年 6 月 13 日に公布され、一部を除き公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなった。

2 「熊本県公安委員会行政文書管理規則」及び「熊本県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規程」の改正について

現行行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による不服申立てには、審査請求、異議申立て及び再審査請求があるが、原則としてこれらが審査請求に一元化されることとなった。これに伴い、「熊本県公安委員会行政文書管理規則」及び「熊本県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規程」を一部改正するものである。

※新旧対照表については、別紙 1 及び別紙 2 のとおり